# 第2章 大阪府内の介護給付適正化の現状と課題

## 第1節 保険者の適正化事業の実施状況

府内の介護給付適正化の取り組みについては、平成16年2月から国民健康保険中央会の国保連合会介護給付適正化システム(以下、「適正化システム」という。)の運用が開始され、平成16年10月からは、国、都道府県、保険者が連携して取り組む「介護給付適正化推進運動」が始まり、本府としても、積極的に取り組んできた。

また、本府においては、平成16年度から毎年度、保険者ごとに「給付 適正化事業計画書」を作成して、計画的に、適正化事業に取り組んできた こともあり、全ての保険者が何らかの適正化事業を実施している。

しかし、各適正化事業の実施率にはバラツキがあることや保険者ごとの 取り組みには差があること、実施している保険者においても、実施内容・ 実施量等、年間を通して計画的かつ継続的に実施できていない場合がある。

このため、より詳細な適正化事業の現状把握を行い、課題等を明らかにするため府計画の策定にあたり、国の「平成18年度介護給付適正化推進運動実施状況調査」に加えて、府独自で追加調査を実施した。

以下、その調査結果をもとに、現在の保険者の適正化事業の実施状況及 び課題について説明する。

# 第2節 介護給付適正化事業別の実施状況及び課題

## 1. 介護給付費通知

介護サービス利用者に対する利用サービスの内容と費用総額等の内訳の 通知をいう。

### (1) 実施状況

実施率 98%

 実施保険者数
 40保険者

 未実施保険者数
 1保険者

未実施保険者の実施しなかった主な理由は「効果が見込めない」である。

## (2) 実施方法

① 発送回数及び対象月数 年間発送回数は、主に年2回~3回(83%)であり、実施保険者 (40保険者)のうち25保険者(63%)が12か月分のサービス 利用状況を発送している。

### ② 対象範囲

居宅サービスの利用状況は、全ての実施保険者(40 保険者)が行っており、施設サービスの利用状況は、6 保険者(15%)が対象範囲としていない。

### (3)通知内容等

実施保険者は、通知の際には、必ず通知内容の説明文書等を同封しており、20保険者については、利用者への広報等を同封している。

### (4)課題

- ① 通知内容(サービス等の記載内容)について解りにくいなど、 利用者に記載内容を理解されていない。
- ② 通知を受けた利用者からの架空請求や誤った請求等に関する問合せが少ないため、不正請求の発見に結びつきにくい。
- ③ 実施に係る郵送経費の関係で複数回の通知が困難である。
- ④ 通知が利用者に届くまでに、サービス利用月から3か月程度を要することから、利用者の利用確認等が困難である。

## 2. ケアプランの点検

居宅サービス計画、介護予防サービス計画に係る1表から8表までのすべて、または、いずれかの記載内容についての事業所からの提出または事業者への訪問等による保険者の視点からの確認及び確認結果に基づく指導等をいう。

### (1) 実施状況

#### 実施率 53.7%

 実施保険者数
 22保険者

 未実施保険者数
 19保険者

未実施保険者の実施しなかった主な理由は「実施に必要な体制 が確保できない」である。

### (2) 実施方法及び実施状況

#### 実施手法

居宅介護支援事業所等から居宅サービス計画等の提出を求めて確認を行っているのが14保険者(63.6%)で最も多く、居宅介護支援事業所等を訪問して居宅サービス計画等を確認している保険者は4保険者(18.2%)であった。

このほか、NPO法人にケアプランチェックを委託している保険者、介護保険事業所の実地調査の一環としてケアプランチェックを行っている保険者もあった。

### ② 実施状況

対象となる居宅サービス計画等の選定は一部の事業所から一部の居宅サービス計画等を選定している保険者が 1 5 保険者 (68.2%) と最も多く、居宅サービス計画のチェック率は全計画数の 2.2% (4,195 件)、ケアプランチェックを実施した居宅介護支援事業所の割合は全居宅介護支援事業所数の 10.4% (262 事業所)であった。

## (3) 実施内容等

ケアプランチェックの視点としては、必要なサービスが割り当てられているか (21 保険者)、自立に効果があるか (22 保険者)、保険給付対象サービス以外の支援が検討されているか (20 保険者) など、主に真に利用者に必要なサービスの提供を目的とした確認・指導等とともに、記載要領に沿った記述が行われているか (21 保険者)、サービス回数や時間の妥当性 (22 保険者) といった主にケアマネジメントの適正な手続きや適正な報酬算定の確保を目的とした確認・指導等も行われている。

## (4)課題

- ① 職員体制の確保、特に専門職の確保の必要性があるとしながらも、体制整備が困難である。
- ② 居宅介護支援事業所は府指定の事業所であるため、ケアプランチェックを行った後の事業者への指導権限に限界がある。
- ③ 現実的には、すべての居宅サービス計画を確認できないので、 事業効果に疑問がある。
- ④ コストパフォーマンスが低い。

## 3. 認定訪問調査の点検

要介護・要支援認定における訪問調査の保険者職員等による実施及び委託訪問 調査に関するチェック等の実施をいう。

## (1) 実施状況

① 新規認定に係る事後点検の実施

実施率 85.4%

実施保険者数

3 5 保険者

【内訳】全て職員で実施している保険者数 18保険者(43.9%) 事後点検の実施保険者数 17保険者(41.5%)

6保険者

未実施保険者数

(未実施保険者数に指定市町村事務受託法人を含む。)

② 更新認定に係る事後点検の実施

実施率 78.0%

実施保険者数

32保険者

【内訳】全て職員で実施している保険者数 4保険者 (9.8%)

事後点検の実施保険者数

28保険者(68.3%)

未実施保険者数

9保険者

(未実施保険者数に指定市町村事務受託法人を含む。)

③ 区分変更に係る事後点検の実施

実施率 78.0%

実施保険者数 32保険者

【内訳】全て職員で実施している保険者数 9保険者(22.0%)

事後点検の実施保険者数

23保険者(56.0%)

未実施保険者数

9保険者

(未実施保険者数に指定市町村事務受託法人を含む。)

### (2) 実施方法

① 新規認定に係る事後点検

事業者へ委託している新規認定調査の事後点検を実施している 17保険者のうち14保険者(82.4%)が全ての認定調査を点検 している。

② 更新認定に係る事後点検

事業者へ委託している更新認定調査の事後点検を実施している 28保険者のうち23保険者(82.1%)が全ての認定調査を点検 している。

③ 区分変更に係る事後点検 事業者へ委託している更新認定調査の事後点検を実施している 23保険者のうち19保険者(82.7%)が全ての認定調査を点検 している。

④ 事後点検の実施内容については、「書面上の点検」が多数を占め、 「利用者の実態確認」等については、低調な実施となっている。

### (3) 訪問調査員の資格別

訪問調査員の資格別人数では、「介護支援専門員」及び「その他」 の資格者が多数を占めている。

### (4)課題

- ① 実施に必要な人員体制が確保できないため、職員による認定調査の実施ができない。
- ② 委託訪問先調査に関するチェックは、専門性の高い知識が必要なため、資格者が必要であるが確保できない。

# 4. 医療情報との突合

給付適正化システムの医療情報との突合帳票による請求内容のチェックをいう。

#### (1) 実施状況

① 実施状況

実施率 36.6%

実施保険者数15保険者未実施保険者数26保険者

## (2) 実施方法

① 帳票確認を行った対象月数 実施保険者のうち7保険者(46.7%)が12ヵ月分の確認を行っ ており、5か月分以下の確認は、4保険者(26.7%)となってい る。

### (3)課題

- ① 実施に必要な人員体制が確保できていないため、継続性のある 全数の突合ができない。
- ② 医療担当部署との連携とれていないため、医療情報 (レセプト等) の確認作業ができない。
- ③ 個人情報保護の関係で、医療情報を得ることができないことから、医療機関への疑義確認が困難である。

## 5. 縱覧点検

給付適正化システムの縦覧点検帳票による請求内容のチェックをいう。

### (1) 実施状況

① 実施状況(国保連合会委託分を含む実施状況)

実施率 100%

実施保険者数 41保険者

## 【国保連合会委託分とは】

国保連合会において、下記の委託帳票については「明らかに請求 誤りである給付」と調査で判明した「請求誤りである給付」につい て、介護保険審査委員会に諮り、過誤調整を行っているもの。

【委託帳票】1:算定期間回数制限縦覧チェック一覧表

2:重複請求縦覧チェック一覧表

3:居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表

② 委託分を除いた実施状況

実施率 58.5%

実施保険者数 24保険者

未実施保険者数 17保険者(国保連合会委託分のみの保険者)

#### (2) 実施方法

① 帳票確認を行った対象月数 各帳票において、確認されている対象月数は「12 か月分」が最 も多く、定期的(毎月)な帳票確認が行われている。

② 対象帳票 保険者において、最も多く確認をしている帳票は【居宅介護支援 請求におけるサービス実施状況一覧表】(51.2%)であり、次いで 【重複請求縦覧チェック一覧表】(43.9%)・【算定期間回数制限縦 覧チェック一覧表】(43.9%)の帳票が確認されている。

実施率の低い帳票は、【通所介護・通所リハにおける体制等状況 縦覧チェック一覧表】(7.3%)、【施設入所にかかる経過措置対象受 給者一覧表】(9.8%)となっている。

## (3)課題

- ① 実施に必要な人員体制が確保できていないため、継続性のある 複数の帳票の点検が困難である。
- ② 国保連合会委託分以外の帳票でどの帳票を点検すれば、効率的な実施となるのか検討できていない。
- ③ 点検実施のための活用方法等がわからない。

## 6. 住宅改修の適正化

住宅改修費の給付に関する利用者自宅の実態調査や利用者の状態等の確認及 び施工状況の確認等をいう。

#### (1) 実施状況

① 住宅改修適正化の実施の有無

## 実施率58.5%

実施保険者数24保険者未実施保険者数17保険者

② 事前訪問調査の実施の有無

#### 実施率48.8%

 実施保険者数
 20保険者

 未実施保険者数
 21保険者

③ 施工後訪問(現地確認)調査の実施の有無

## 実施率48.8%

 実施保険者数
 20保険者

 未実施保険者数
 21保険者

## (2) 実施方法

- ① 事前申請において、書類で住宅改修の必要性等の確認ができない場合は、事前訪問調査を実施(20保険者)している。訪問調査件数については、1件から68件と保険者によって大きく異なるが、事前申請件数に対する訪問件数の割合の平均は14%となっている。
- ② 施工後において、適正な住宅改修が行われているか写真のみで確認するのではなく、専門職等による現地調査を実施(20保険者)している。訪問調査件数については、1件から940件と保険者によって大きく異なるが、事前申請件数に対する訪問件数の割合の平均は10%となっている。

## (3) 事前審査等

事前審査の視点として、全保険者が利用者の状態から見た必要性及 び利用者宅の環境から見た必要性を挙げており、金額の妥当性を視点 としているのは38保険者であった。

さらに、事前審査の結果、変更等の指導を行ったのは26保険者で あった。

### (4)課題

- ① 現地(訪問)調査を行う専門的知識者等、人員体制の確保が困難である。
- ② 施工業者間で価格等に差があり、金額の妥当性について判断(検証)が困難である。

# 7. 福祉用具調査(貸与・購入)について

福祉用具購入・福祉用具貸与に関する利用者における必要性の確認等をいう。

#### (1) 実施状況

① 軽度対象者の利用について、事業者に対する問い合わせの有無

実施率41.5%

 実施保険者数
 17保険者

 未実施保険者数
 24保険者

② 軽度対象者の利用について、その利用者宅の訪問等による実態調査の有無

## 実施率 7.3%

 実施保険者数
 3 保険者

 未実施保険者数
 3 8 保険者

## (2) 実施方法

- ① 軽度対象者の利用について、事業者に対する問い合わせを行ったのは17保険者であり、半数以上の保険者については、事業者に対する問い合わせは行っていない。
- ② 軽度対象者の利用について、その利用者宅の訪問等による実態調査を行ったのは3保険者であり、9割以上の保険者については、実態調査を行っていない。

### (3)課題

- ① 件数が多いことから調査等について、人員体制の確保が困難である。
- ② 業者間で販売価格等に差があり、金額の妥当性について判断(検証)が困難である。
- ③ 申請時に必要性について確認が困難である。